

秋田県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和6年12月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)	
一般国道	旧	285号	A	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	9.36～25.83	3.850
			B	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	12.00～47.00	4.000
			C	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野下タ川原15番2地先から字水無496番1地先まで	8.80～23.46	0.312
	新	285号	A	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	9.36～25.83	3.850
			B	北秋田郡上小阿仁村大林字上村下タ3番1地先から福館字山根89番1地先まで	12.00～130.00	4.000
			C	北秋田郡上小阿仁村沖田面字小蒲野下タ川原15番2地先から字水無496番1地先まで	8.80～23.46	0.312

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月6日（月）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）